

共 4 適切な施工体制の確保

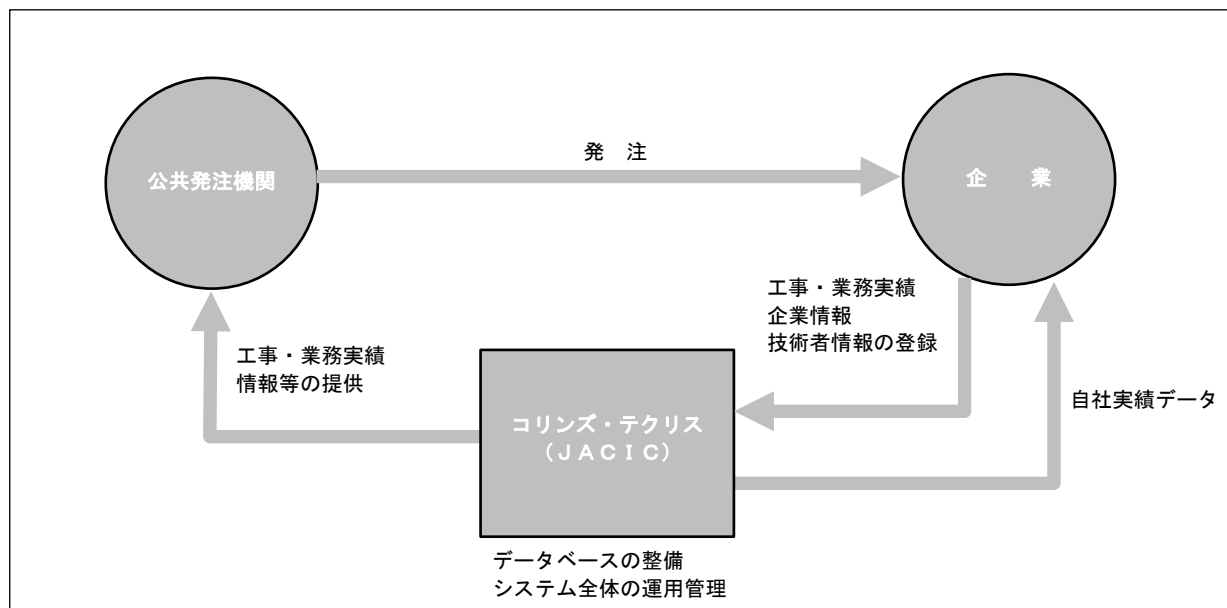
| | |
|----|-------------|
| 初版 | 平成 22 年 7 月 |
| 改定 | 平成 25 年 4 月 |
| 改定 | 平成 26 年 4 月 |
| 改定 | 平成 28 年 3 月 |
| 改定 | 平成 31 年 3 月 |
| 改定 | 令和 2 年 3 月 |
| 改定 | 令和 4 年 10 月 |
| 改定 | 令和 6 年 10 月 |
| 改定 | 令和 8 年 4 月 |

1 コリンズ (CORINS) 登録と活用 ※JACIC ホームページより転載

(1) コリンズとは

コリンズ・テクリスとは、企業が受注した公共工事又は業務の実績を収集し、公共発注機関及び受注企業が共に活用できるようにした、工事・業務実績データベース（注1）のことをいいます。

一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）は、コリンズ・テクリスに登録された工事・業務実績情報（注2）を管理、企業情報、技術者情報とともに公共発注機関に提供しています。工事・業務実績情報は、受注企業及び従事した技術者の実績として認められ、公共発注機関は、工事・業務実績の内容確認及び技術者の配置状況の確認などに利用しています。



(注1) データベースとは、関連するデータをまとめて体系的に一元管理し、検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まりです。

(注2) 「工事・業務実績情報」とは、企業が公共発注機関から受注した工事又は業務についての契約に関する事項、具体的な実施内容に関する事項および配置技術者に関する事項等について、発注した公共発注機関の確認を受けたうえでコリンズ・テクリスに登録された情報を言います。

(2) コリンズ登録の対象工事

コリンズに登録できる工事は、下記の全てに該当する工事です。

| | |
|-------|--|
| 公共機関等 | 国の機関、都道府県・市区町村等の地方公共団体、公共法人、公益民間企業等（以下公共機関等（注1）） （注1）「公共機関等」の詳細は利用規約第3条第10号を参照 |
| 工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事实績の登録を行うことについて、契約等により受注企業に義務付けられている工事又は発注をした公共機関等の同意が得られている工事 ・公共機関等が発注した公共公益施設の整備に関する工事 ・受注企業が、公共機関等から直接受注した工事（元請工事） ・1契約当たりの請負金額（消費税及び地方消費税含む）が、500万円以上の工事 |

(3) 実績データ登録の単位

実績データの登録の単位は、1 契約につき 1 つの工事实績となります。別契約の場合は別の実績として登録を行ってください。

(4) 実績登録の種類

コリンズにおける工事实績の登録は、受注した際に受注登録を、竣工した際に竣工登録を行うほか、受注から竣工までの間に契約変更や配置技術者の変更があった際に変更登録を行うことにより、受注から竣工までの一連の過程を時点を追って再現可能なように登録をします。この一連の受注登録、変更登録、竣工登録のそれぞれを「履歴」といいます。

(1) 受注登録

受注登録は、最初の履歴を作成し登録するものです。工事受注時の情報を登録します。

(2) 変更登録

変更登録は、受注登録から竣工登録までの間に工期、請負金額、配置技術者のいずれかに変更があった場合にその都度履歴を作成し登録します。受注の後に変更があった都度、変更があった箇所について、登録します。

(※県発注工事では、請負金額のみの変更の場合は、原則として変更登録不要です)

(3) 竣工登録

竣工登録は、工事が竣工した際に作成する最後の履歴を登録します。竣工登録では、技術データや工事概要の入力が必要になります。また、受注登録を行っていない工事实績について、発注機関が認めれば竣工時の最終の情報のみで竣工登録だけの登録を行うことも可能です。

(4) 訂正登録

訂正登録は、作成した履歴が誤った情報となっている場合に、正しい情報に上書きする作業です。履歴のいずれかのうち訂正すべきものを選択し、書き換えます。訂正登録は独立した履歴としては残らず、上書きするイメージです。

登録済みの訂正登録については、誤りがあった場合でも削除することはできません。訂正登録に誤りがある場合は、再度訂正登録を行うことにより修正を行います。

(5) 削除登録

削除登録は、登録済みの履歴を削除する作業です。「登録内容確認書」が発行された後に発注機関から指示された場合や、受注企業が発注機関に対して申し出て承認された場合に行うことができます。削除処理には履歴一部削除、履歴全部削除の 2 つがあります。

なお、登録の時期は土木工事共通仕様書により、「受注時は契約後、契約日を除き 10 日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く、変更時・竣工時も同じ）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。なお、早期契約制度の場合は、工事開始日から 10 日以内とする。」と定めている。

(5) 発注機関への確認依頼

データの入力が完了したら、発注機関に登録内容について確認を依頼します。

発注機関の確認は「登録内容確認システム」により行います。システムからメール送信すると発注機関、受注企業両方にメールが送信されます。送信されるメールには「登録のための確認の願い」(PDF ファイル)が添付されます。このメールが届いた時点では、登録は完了していません。実績データの内容について発注機関から確認を受け、確認結果を受け取ってください。

(6) 実績データの登録

発注機関による確認が「登録内容確認システム」により行われた場合、確認結果として受注企業に「確認結果のお知らせ（承認又は差し戻し）」がメールにより送付されます。

発注機関の確認が終了し登録内容について承認されたら、実績データをシステムに登録します。

(7) 利用料金

実績登録料 実績データの登録について

| 区分 | 単位 | 料金 (税込み) |
|--------------------------------|----------|----------|
| 工事实績情報 (5,000 万円以上) | 工事 1 件ごと | 8,360 円 |
| 工事实績情報 (2,500 万円以上 5,000 万円未満) | 工事 1 件ごと | 7,590 円 |
| 工事实績情報 (2,500 万円未満) | 工事 1 件ごと | 2,450 円 |

備考

- 1 区分欄の括弧書きは、請負金額の区分です。
- 2 上記「1」の請負金額は、受注登録又は受注登録を行わずに竣工登録のみを行う時点における請負金額です。その後に請負金額の増減があった場合でも料金額は変わりません。

実績データの訂正登録料 実績データの訂正について

※2023 年 4 月 1 日より、訂正登録は無料です。

登録内容確認書 登録内容確認書について

※2023 年 4 月 1 日より、登録内容確認書のダウンロードは無料です。

コリンズ・テクリスホームページ

<https://cthp.jacic.or.jp/>

コリンズヘルプデスク

TEL 03-3505-0463

FAX 03-3505-2665

コリンズお問合せフォーム <https://cthp.jacic.or.jp/contact/>

2 施工体制の確認 (施工プロセスのチェックリスト)

(1) 発注者の責務

発注者は、請負者が配置した施工技術者の配置状況や工事現場の施工体制が、提出された技術者届や施工体制台帳等と合致しているかを点検しなくてはならない。(適正化法第 14 条)

施工体制台帳の内容の変更が提出された場合も同様である。

(2) 工事現場における施工体制の把握要領

工事現場における施工体制の把握要領

1 目的

公共工事の品質確保、安全確保並びに建設産業の健全な発展のためには、適正な施工体制の下で工事が実施されることが求められ、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが必要である。

工事現場の適正な施工体制の確保等については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札・契約適正化法」という）（平成13年4月1日施行）」により、発注者が点検その他必要な措置を講じることが義務付けられている。

○主な改正経過

- (1) 担い手3法（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び入札・契約適正化法）の改正（H26）
 - ・担い手確保・育成を法の目的に明記、女性や外国人登用の拡大
 - ・公共工事での施工体制台帳作成・提出を義務付け
- (2) 新・担い手3法（R元）
 - ・働き方改革の推進（長時間労働の是正、社会保険加入義務付け、適切な工期設定と施工時期の平準化、適正価格・工期での下請契約）
 - ・監理技術者専任の緩和（監理技術者補佐は、2現場まで兼任可）
- (3) 第3次担い手3法（R6）
 - ・令和6年3月8日に閣議決定された入札・契約適正化法の一部改正において、建設業の担い手確保のため、労働者の処遇改善などが盛り込まれた。

以上を踏まえて、今後の工事現場における適正な施工体制の確保のため、入札及び契約過程や監督業務において実施すべき把握項目や対応方法を次のとおり定める。

なお、この要領は法改正等に伴い適宜見直すこととする。

2 工事現場における施工体制の把握について

- (1) 入札前、入札後及び契約時における監理技術者等の資格要件及び専任の確認
 - ① 対象工事は、一般競争入札、公募型指名競争入札、受注希望型競争入札の案件とする。
（随意契約においても適切な時期に確認を行うこと）
 - ② 確認方法は、工事実績情報サービス「CORINS(コリンズ)」等により行う。
 - ③ 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び必要な資格等とする。
なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－1のとおりとする。
 - ④ 監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
- (2) 契約後及び工事現場における施工体制の把握等
 - ① 確認内容は、監理技術者等の重複確認と所属、雇用関係及び資格者証の提示、コリンズ登録、施工体制台帳等の提出、施工体系図等の掲示などとする。
なお、確認及び把握内容等の詳細は、別紙－1のとおりとする。
 - ② 把握結果は、「別紙－2 施工プロセスのチェックリスト」に記載する。
- (3) 施工体制台帳等の記載
記載内容は『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』（R7.12.10）
（URL：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html）を参考とする。
なお、一人親方等との下請負契約の締結がある場合は、雇用保険を労災保険特別加入と

読みかえ、下表※の記載について確認する。

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 | | 厚生年金保険 | | 雇用保険 | |
|------------|----------|--------|-------------|--------|--------------------|------|-------------|
| | | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 | 加入 | 未加入 適用除外 |
| | 事業所整理記号等 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 ※ 労災保険特別加入 | | |
| | | | | | | | |

※ 労災保険は、労働者が仕事又は通勤によって被った災害に対して補償する制度で、元請負業者が一括加入すると下請負業者へも適用されます。なお、労働者でないことから通常の労災保険が適用されない「中小事業の事業主」や「一人親方」などは、自ら労災保険に特別加入する（『労災保険特別加入制度』）ことにより、労災補償を受けることができます。

3 施工体制の把握に関する法令等（※最新の法令等により確認すること）

- (1) 建設業法、同法施行規則
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同法施行令
- (3) 「不良不適格業者排除対策について」
（平成 11 年 1 月 27 日付け 10 監第 388 号土木部長通知）
（平成 10 年 12 月 25 日付け建設省建設経済局長ほか通知）
- (4) 「施工体制台帳等活用マニュアル」
（平成 15 年 11 月 7 日付け国土交通省総合政策局建設業課長通知）
（平成 16 年 12 月 28 日付け国土交通省総合政策局建設業課長改正通知）
（平成 24 年 7 月 4 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長改正通知）
- (5) 「工事現場における適正な施工体制の確保等について」
（令和 4 年 12 月 19 日付け国港総第 512 号通知）
掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html
- (6) 「一括下請負の禁止について」
（平成 28 年 10 月 14 日付け国土交通省土地・建設産業局長通知）
掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html
- (7) 「施工体制台帳の作成等について」
（令和 4 年 12 月 28 日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長改正通知）
掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html
- (8) 「監理技術者制度運用マニュアル」
（令和 7 年 1 月 28 日付け国不建技第 147 号通知）
掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html
- (9) 土木工事共通仕様書等
- (10) 労働者災害補償保険法施行規則
- (11) 建設業退職金共済制度の普及徹底について
（平成 11 年 4 月 13 日付け 11 監第 47 号土木部長通知）
- (12) 建設業退職金共済制度の普及徹底について
（令和 3 年 3 月 30 日付け国不入企第 40 号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）
掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/ccus_kentaikyo_tsuuchi.html
- (13) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（改訂版）
（令和 7 年 12 月 10 日適用）
掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html

(別紙-1)

工事現場における施工体制把握事項等

【入札前、入札後及び契約時】

| 確認項目 | 把握時期 | 把握内容 | 把握方法 |
|------------------------------------|--------------------------|--|--|
| 一般競争入札、公募型指名競争入札における監理技術者等の資格要件の確認 | 申請書提出時 入札後・契約前 契約時 | 申請書記載の監理技術者等の資格の確認 所属の雇用関係*3)の確認 専任制の確認*1) | 監理技術者資格者証、技術検定合格証明書、健康保険証及び市町村民税特別徴収税額通知書、データベース*2)等 |
| 受注希望型競争入札における監理技術者等の資格要件の確認 | 入札後・契約前 契約時 | | |

【契約後及び工事現場】

| 確認項目 | 把握時期 | 把握内容 | 根拠等 |
|-----------------------------|-------------------|--|--|
| 工程表 | 着手前 施工中 | ・適切な時期での工程表提出 | ・契約約款第3条 ・共通仕様書1-1-1-5 |
| コリンズへの登録 (対象：請負額500万円以上) | 着手前 施工中 完成時 | ・監督員等による事前確認及び期限内での登録機関への申請 | ・共通仕様書1-1-1-7 ※(参考)コリンズ・テクリス登録内容確認システムの積極的な利用について(令和6年12月11日付け6建政技号外) |
| 品質証明 (品質証明対象工事の場合) | 着手前 施工中 完成時 | ・品質証明員の適正な資格及び関係資料の提出 ・事前の品質確認の実施及び所定様式の提出 ・出来高、品質、写真管理等、工事全般にわたる適切な実施 | ・共通仕様書1-1-1-28 |
| 建設業退職金共済制度等 | 着手前 施工中 完成時 | ・適正な時期での掛金収納書提出 ・受け払い簿等の適切な管理 ・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示 ・労災保険項目の現場掲示 ・建退共未加入の下請負人の中小企業退職金共済制度等への加入 | ・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(令和3年3月30日付け国不入企第40号) ・共通仕様書1-1-1-54 |
| 請負代金内訳書 | 着手前 | ・適正な時期での請負代金内訳書提出 ・法定福利費の1/2確保 | ・契約約款第3条 ・共通仕様書1-1-1-4 ・令和4年1月20日付け3建政技第328号 |

| | | | |
|-----------------|------------|--|--|
| 施工体制台帳 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳及び作業員名簿の現場備付け及び提出（写し） ・下請負契約書（写し）及び再下請負通知書の内容確認 ・施工体制台帳及び再下請負通知書への保健の加入状況、外国人従事状況の記載 ・「施工体制台帳作成工事の下請負人に対する通知」の現場掲示 ・下請契約における標準見積書の活用及び下請契約額の適切な確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約適正化法第15条第2項 ・建設業法施行規則第14条の2 ・共通仕様書1-1-1-15 |
| 施工体系図 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・施工体系図の現場掲示及び提出（写し） ・施工体系図未記載の業者の有無 ・施工体系図記載の主任技術者、施工計画書記載の技術者の本人確認 ・元請業者が下請工事の施工に実質的に関与 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第24条の8 ・共通仕様書1-1-1-15 |
| 建設業許可標識 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可標識の設置及び監理技術者の正確な記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第40条 |
| 法定外の労災保険付保 | 着手前 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約の証券（又はこれに替わるもの）の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月18日付け2建政技第210号 |
| 「労務費ダンピング調査」の追跡 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・下回った理由として示された内容が現場での取組（ICT等）に関するものである場合、その取組状況の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月24日付け7建政技号外「公共工事の円滑な施工確保について（通知）」 |
| 現場代理人 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・現場への常駐 ・監督員との連絡調整及び対応を書面で実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約約款第10条 |
| 専門技術者 | 着手前 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者を選任し、配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第26条の2 |
| 作業主任者 | 着手前 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者を選任し、配置（あわせて、資格及び本人の確認） | <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第14条 |

| | | | |
|------------------|-------------------|--|---|
| 監理技術者（主任技術者）の専任制 | 着手前 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の内容 ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一 ・主任（監理）技術者と同じ資格者（基本要件）を1名増員して配置 ※1 ・現場への専任 ・主体的に係わり、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握 ・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を施工 ・当初、主任技術者を配置した工事で、工事途中で下請総額が5,000万円を超えた場合、監理技術者へ変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第26条 ・監理技術者制度運用マニュアル <p>※1 技術者の増員が必要な工事（専任）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査の対象となった契約額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事 ・WTO案件で特別重点調査の対象となった工事 |
| 登録基幹技能者 | 着手前 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・講習修了証の内容 ・対象職種作業中、現場に配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法施行規則第7条の3 <p>※総合評価落札方式において加点している場合のみ確認</p> |
| 建設キャリアアップシステム | 着手前 施工中 完成時 | <ul style="list-style-type: none"> ・着手時に監督員と協議した内容の実施状況 | <p>※総合評価落札方式において加点している場合のみ確認</p> |
| 担当技術者 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・担当技術者に対し適切な対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書1-1-1-10 <p>※発注者支援業務又は工事監督支援業務委託等の場合のみ確認</p> |
| 下請業者の把握 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・下請負者が長野県の建設工事入札参加資格者である場合、営業停止、入札参加停止期間中の有無 ・下請負者に県内企業を採用 ・下請の作業成果の検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書1-1-1-14 ・建設工事標準下請契約約款第27条第2項 |
| 設計図書の照査等 | 着手前 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査の実施 ・現場との相違等の事実がある場合、その事実が確認できる資料（書面）提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書1-1-1-3 |
| 施工計画書 | 着手前 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前（変更を含む）に提出 ・記載内容と現場施工方法とが一致 ・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致 ・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映 | <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書1-1-1-6 |

| | | | |
|--|----------------------------|---|--|
| <p>施工管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事材料管理 ・ 出来形、品質管理 | <p>施工中 完成時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事材料の資料の整理及び確認、管理状況 ・ 品質確保のための対策など施工に関する工夫の有無 ・ 日常の出来形、品質管理を適時・的確に実施 ・ 仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また、地域等より評価されるものの有無 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書1-1-1-34 |
| <p>検査（確認を含む）及び立会い等の調整</p> | <p>施工中 完成時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 段階確認の確認時期・内容が適切 ・ 工事打合せ簿を不足なく整理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書1-1-1-25 |
| <p>工事の着手</p> | <p>着手時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事開始日後、準備期間内に工事着手 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書1-1-1-12 |
| <p>支給材料及び貸与品</p> | <p>施工中</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書1-1-1-22 |
| <p>建設副産物及び建設廃棄物</p> | <p>着手前 施工中 完成時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明書について、必要な項目を契約前に書面により説明 ・ 契約書別紙（分別解体の方法等）について、必要な内容を記載 ・ 受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員等に提示 ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成（原則コブリス・プラス利用）し提出 ・ 再生資源利用（促進）計画（確認結果票を含む）を作成し、内容についての報告・説明 ・ 再生資源利用（促進）計画（確認結果票を含む）を工事現場の公衆が見やすい場所への掲示 ・ 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成していることがコブリス・プラスにより確認（EXCEL様式で作成している場合は、再資源化等報告書に添付し提出） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設リサイクル法第11条 ・ 建設リサイクル法第12条1項 ・ 建設リサイクル法第13条 ・ 資源有効利用促進法省令 ・ 共通仕様書1-1-1-24 |
| <p>指定建設機械類の確認</p> | <p>施工中</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書1-1-1-43 |
| <p>過積載防止対策</p> | <p>着手前 施工中 完成時</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書に過積載防止対策の記載がありかつ適切 ・ 施工計画に基づき過積載防止対策・点検を実施・点検結果により過積載防止が確認 | |

| | | | |
|-----------------|-------------------|---|---|
| 工程管理 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・工程のフォローアップ等実施 ・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、施工の停滞が見られない ・作業員の休日確保を行っていることを確認 | |
| 安全活動 | 着手前 施工中 完成時 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害防止協議会等の設置、活動記録の有無 ・店社パトロールの実施、記録の有無 ・安全教育・訓練等の半日以上/月 実施、記録の有無 ・安全巡視、TBM、KY等の実施、記録の有無 ・新規入場者教育の実施、記録の有無 ・過積載防止の実施、記録の有無 ・使用機械、車輛等の点検整備等の管理、記録の有無 ・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等の有無 ・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録の有無 ・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施、記録の有無 ・保安施設等の整理・設置・管理が的確、記録の有無 ・地下埋設物及び架空線がある場合、事故防止対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第30条 ・労働安全衛生規則第35条 ・共通仕様書1-1-1-39 |
| 安全パトロールの指摘事項の処理 | 施工中 完成時 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項を速やかに改善、関係者に是正報告した記録の有無 | |
| 関係機関等 | 施工中 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録の有無 ・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に実施、記録の有無 ・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録の有無 | <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書1-1-1-48 |
| 現場環境改善費 | 着手前 施工中 完成時 | <ul style="list-style-type: none"> ・「現場環境改善費実施計画表」の提出 ・実施状況写真が提出され、4つの内容が実施 | <p>現場環境改善費の運用方法について(平成29年9月13日付け29建政技第160号)</p> <p>建設工事現場における熱中症対策の強化について(令和7年5月27日付け7建政技第59号)</p> |

| | | | |
|---------|-------------------|---|---|
| 週休2日 | 着手前 施工中 完成時 | <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書に現場閉所日を明記し週休2日実施計画を作成 ・週休2日を実施する掲示板を作成し、工事現場に設置 ・工事記録等に現場閉所日が明記されており、週休2日の達成を確認 | 週休2日工事実施要領(令和7年9月22日7建政技第183号他) 仕様書1-1-1-6 |
| ICT活用工事 | 着手前 施工中 完成時 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容について監督員と協議し、承認を得た上で、施工計画書を提出 ・施工計画書通りの施工を行っていることを、しゅん工書類で確認 | ICT活用工事の実施方針 |

*1) 監理技術者等の専任を必要とする工事

受注者は、請負金額が4,500万円以上（建築一式工事にあつては9,000万円以上）の工事においては「監理技術者等」を専任で置く必要がある。（「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて（最終改定 R6.12.26）」の規定により、兼務を認める場合の監理技術者等を除く）また、上記金額未満の契約工事で、その後の契約変更により上記金額以上となった場合も同様である。

さらに、低入札価格調査基準価格を下回った場合は、配置技術者の増員又は専任を求めることとなっている。

なお、総額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の下請契約を行う工事においては、「主任技術者」にかえて、「監理技術者」を専任で置くことが義務づけられている。

*2) データベース等

工事実績情報サービス「CORINS」が公益法人という立場で、各発注機関へ情報提供を行うデータベース。監理技術者の資格者や重複等を確認できる。

*3) 雇用関係とは

監理技術者等は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要であり、該当工事の入札執行日等以前に、三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

*4) 内容変更時点においても、確認を行うこと。内容変更時点とは、契約変更時に限らず、現場の体制を変更した場合も含む。

3 契約約款にもとづく下請負人通知

受注者が下請負契約を締結した場合、原則として下請負人通知書の提出は不要とする。ただし発注者が、契約約款第7条に基づき受注者に下請負人の通知を求めた場合には、金額に関わらず下請負人通知書を提出するものとする。

また、「下請負人等一覧表」の提出も不要とし、1次下請け金額の総額及び標準見積書を使用しているかの確認は、下請契約書により行うこととして、施工プロセスチェックリストに記録することとする。(工事書類簡素化ガイドライン参照)

※ 下請負人通知書の提出は原則不要だが、発注者が、契約約款第7条により受注者に下請負人の通知を求めた場合には、提出するものとする。(工事書類簡素化ガイドライン参照)

| | | | | | | | | | | |
|--|-------|----|-----------|-------|----|----|-----------|------------|------------------|------------|
| <p style="margin: 0;">下請負人通知書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">事務所長 様</p> <p style="margin: 0;">住 所</p> <p style="margin: 0;">受注者商号</p> <p style="margin: 0;">又は名称</p> <p style="margin: 0;">代表者氏名</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">下請負人の状況は下記のとおりです。</p> <p style="margin: 0 0 0 80px;">記</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">1 工事名、工事場所</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">工事名</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">工事場所</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">2 下請負人に関する事項</p> | | | | | | | | | | |
| 商号又は名称 | 代表者氏名 | 住所 | 主任技術者等の氏名 | 下請負契約 | | | 建設業の許可の状況 | | | |
| | | | | 工種 | 数量 | 金額 | 業種 | 許 可 年月日 | 般 特 の 別 | 許 可 番 号 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

下請負に付した理由

下請負人通知は、施工計画書・施工体制台帳作成以前に提出するものとし、その後追加があった場合はその都度提出する。

1次下請まで提出する。

4 施工体制台帳及び施工体系図

(1) 概要

① 意義

建設工事の施工は、各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、重層的な下請構造が特徴となっています。

したがって建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、直接的な下請負のみならず、すべての現場の施工体制把握と、工事全般にわたる監督指導を行うことが求められており、施工体制台帳や施工体系図の作成、提出などが義務づけられています。

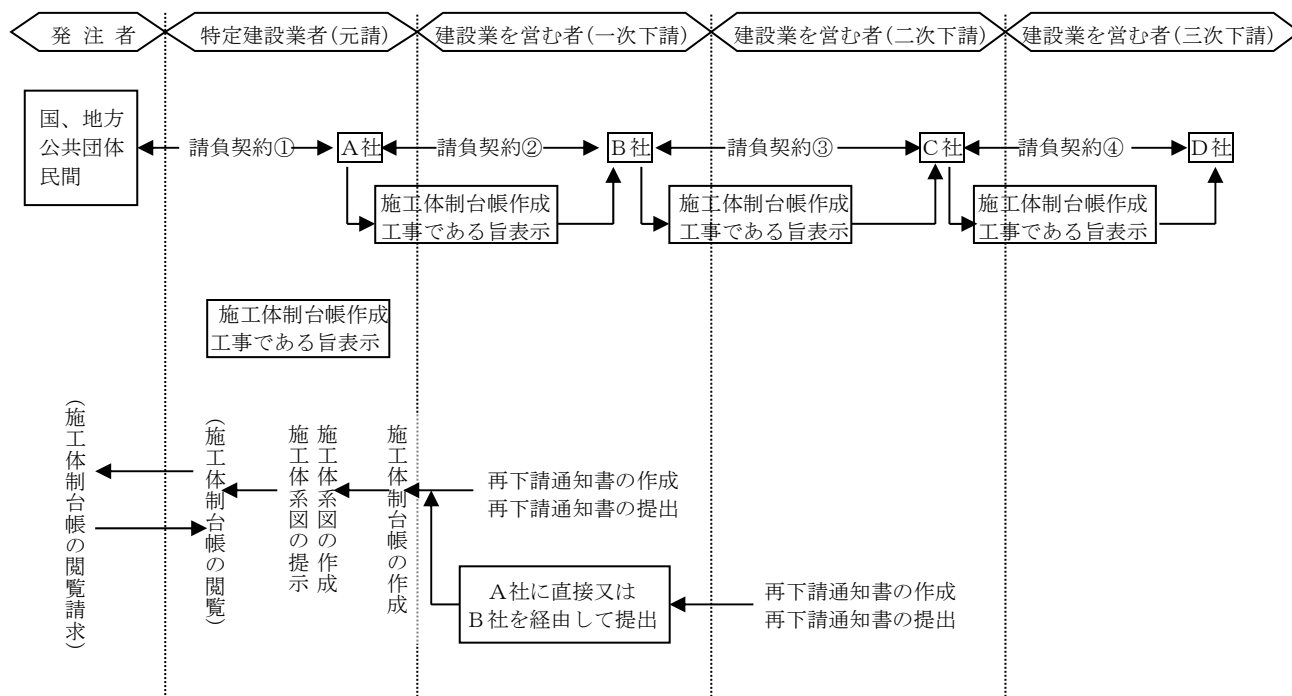
① 対象工事と法律の規定

- ・ 受注者は、建設業法 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行令第 7 条の 4 の規定により、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金(契約が 2 以上あるときはその合計)が、建築一式工事にあつては 8,000 万円、建築一式工事以外にあつて 5,000 万円以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置かなくてはならないと規定されていますが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適正化法」という。)の規定により、公共工事については、下請契約を締結した全ての工事で施工体制台帳等を作成することが必要です。
- ・ また、「適正化法」第 15 条第 2 項の規定により、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければなりません。
- ・ 発注者が、現場の施工技術者の配置や施工体制について、提出された施工体制台帳と合致しているか点検を求めたときには、受注者はこれを拒否できません。(適正化法第 15 条の 3)
- ・ 受注者は、施工体制台帳に基づき、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲げる(適正化法第 15 条第 1 項)とともに発注者へ提出しなくてはなりません。
- ・ 受注者は、施工体制台帳の内容を変更した場合は、直ちに再提出し施工体系図も再掲示しなければなりません。

(2) 施工体制台帳等の作成方法

【施工体制台帳の作成の流れ】

図 4-1 施工体制台帳の流れ



施工体制台帳の記載内容及びその添付書類は、次のようなものとなります。

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が発注者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社の下請負人に関する事項
- ④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(契約書の写し等)

【施工体制台帳作成建設工事の通知】

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の総額により施工体制台帳を作成しなければならなくなったときは、一次下請負人に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない(施工体制台帳作成建設工事である)」旨及び当該通知書を提出すべき場所(元請業者の連絡先)を遅滞なく書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすいところに掲げなければなりません。(様式例-1)

【再下請通知書】

一方、一次の下請業者に限らず全ての下請負人は、自らが請け負った建設工事の一部をさらに他の建設工事を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく施工体制台帳を作成する特定建設業者に、次のような事項からなる再下請負通知をしなければなりません。(様式例-2)

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社の下請負人に関する事項
- ④ 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項

また、再下請負通知を行った者は、その下請負人に対し「その請け負った工事をさらに他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない(施工体制台帳作成工事である)」旨及び当該通知書を提出すべき場所(元請業者の連絡先)を遅滞なく通知しなければなりません。

これらの具体的な仕組みを図 4-1 に示します。

A 下請契約②の締結時

元請である A 社は、一次下請金額にかかわらず、一次下請である B 社に「施工体制台帳作成工事である」旨を通知するとともに、当該事項を記載した書面を工事現場の見やすいところに掲げます。また、A 社は表 4-1 に示す記載事項と添付書類からなる施工体制台帳を作成します。

B 下請契約③の締結時

一次下請である B 社がその請け負った建設工事の一部を二次下請である C 社に請け負わせたときは、B 社は C 社に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない」旨を通知します。

また、B 社は、表 4-2 に示す記載事項と添付書類からなる再下請負通知書を作成し、これを元請である A 社に提出します。これにより、A 社は施工体制台帳に C 社の内容を追加することになります。

C 下請契約④の締結時

二次下請である C 社がその請け負った建設工事の一部をさらに三次下請である D 者に請け負わせたときは、C 社は D 社に対し「その請け負った工事を他の建設工事を営む者に請け負わせたときは再下請負通知書を提出しなければならない」旨を通知します。

また、C 社は表 7-2 に示す、記載事項と添付書類からなる再下請負通知書を作成し、これを元請である A 社に提出します。

C 社が作成した再下請負通知書は、C 社が直接 A 社に提出しても、B 社を経由して A 社に提出してもかまいませんが、確実にかつ遅滞なく A 社の手に届くことが重要です。

これにより、A 社は施工体制台帳に D 社の内容を追加することになります。

D D 社のように、その請け負った建設工事を他の建設業者に請け負わせていないときは、再下請通知書の作成の義務は生じません。

【施工体制台帳の修正】

下請負人は、再下請負通知書に記載されている事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、変更年月日を付記して元請に通知する必要がある。また、施工体制台帳を作成する特定建設業者は施工体制台帳の修正、追加を行わなければなりません。

【施工体制台帳の様式】

施工体制台帳や再下請負通知書には、様式は定められていませんが、施工体制台帳は工事の施工分担(請負契約関係)がわかるように作成しなければなりません。

また、添付書類に施工体制台帳及び再下請負通知書の記載事項が記載されていれば、記載を省略することができます。ただし、この場合、施工体制台帳や再下請負通知書に記載すべき事項が添付書類の「どこに記載されているか」を明確にしておく必要があります。(様式例-3、様式例-4)

【施工体系図の作成】

施工体制台帳を作成する特定建設業者は、作成した施工体制台帳に基づき図 4-2 のように、建設業者の名称、工事の内容、工期、監理技術者(主任技術者)の氏名(専門技術者を置く場合はその者の氏名、その者が管理をつかさどる工事の内容)を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすいところに掲げなければなりません。

施工体系図には、様式は定められていませんが、工事の施工分担がわかるようになっている必要があります。このため、図 4-2 のような樹状図のようなものが一般的ですが、関係業者数が多い等、樹状図にすることが困難な場合は、工事の施工分担がわかるような表にすることも可能です。

また、建設業者の追加・削除により、施工体系に変更があった場合は、速やかに施工体系図の変更又は追加・削除を行い、現時点における建設工事全体の施工体系がいつでも把握できるようにしなければなりません。(一般には施工体系図様式例を参考に作成する)

(3) 施工体制台帳の提出

図 4-3 施工体制台帳等として提出すべき書類一覧

| | |
|---|-----------------------------|
| ① | 施工体制台帳(様式例-2) |
| ② | 下請負人に関する事項(様式例-3) …下請負人毎に作成 |
| ③ | 再下請負通知書(様式例-4) …再下請負人毎に添付 |
| ④ | 全ての下請契約書の写し |
| ⑤ | 作業員名簿 |
| ⑥ | 施工体系図 |

- ・ 下請契約書の写し(請負代金が記載されていること)
- ・ ②の一部は、各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。
- ・ 下記の契約は、「建設工事の請負契約」に該当しないため、施工体制台帳の作成は不要だが、契約書の写しは発注者へ提出すること。
 <交通誘導員、産業廃棄物処理、ダンプ等運搬(運搬のみ)、立木の伐採(伐根、集積、積込を含まない)>
- ・ 様式 1~4 は各々 A4 版とする。その他は A4 ないし、A3 版とする。

表 4-1 施工体制台帳の記載事項等(建設業法施行規則第 14 条の 2)

| 記載事項 | 添付書類 |
|---|--|
| (1) 自社(A社)に関する事項 イ 名称、許可番号 ロ 許可を受けている建設業の種類 ハ 健康保険等の加入状況 | |
| (2) 自社(A社)が発注者と締結した建設工事①に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日、発注者の名称、住所、請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地 {ハ 発注者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 自社(A社)が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 監理(主任)技術者の氏名、資格、専任か否かの別} {ヘ 監理技術者補佐の氏名、資格} {ト 自社(A社)が監理技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} チ 従事する者に関する事項(作業員名簿) | 請負契約書の写し 監理技術者資格(資格者証が必要な工事の場合は資格者証の写しに限る)及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し {主任技術者資格及び雇用関係を証する書面又はこれらの写し} |

| | |
|---|------------|
| (3) 自社(A社)の下請負人B社に関する事項 イ 下請負人B社の名称、住所 {ロ 下請負人B社が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況 | } 請負契約書の写し |
| (4) 自社(A社)が下請負人B社と締結した建設工事の請負契約②に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社(A社)が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人B社が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人B社が建設業者の場合は、下請負人B社の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {へ 下請負人B社が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地 チ 従事する者に関する事項 (作業員名簿) | |
| 再下請負通知書一式(その添付書類を含む) | |

- 注 1 添付書類に記載されている事項は、施工体制台帳への記載が省略できる。
- 2 「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に規定する通知書類の添付により、施工体制台帳への記載が省略できる。
- 3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。

表 4-2 再下請負通知の記載事項等 (建設業法施行規則第14条の3)

| 記載事項 | 添付書類 |
|--|------------|
| (1) 自社に関する事項 イ 名称、住所、{自社が建設業者の場合は、その許可番号} | |
| (2) 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の名称 | |
| (3) 自社の下請負人に関する事項 イ 下請負人の名称、住所 {ロ 下請負人が建設業者の場合は、その許可番号、施工に必要な許可業種} ハ 健康保険等の加入状況 | } 請負契約書の写し |
| (4) 自社が下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項 イ 工事の名称、内容、工期 ロ 請負契約を締結した年月日 {ハ 自社が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ニ 下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法} {ホ 下請負人が建設業者の場合は、下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別} {へ 下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格} ト 請負契約を締結した自社(A社)の営業所の名称、所在地 チ 従事する者に関する事項 (作業員名簿) | |
| 再下請負通知書一式(その添付書類を含む) | |

- 注 1 添付書類に記載されている事項は、再下請負通知書への記載が省略できる。
- 2 「ハ」の監督員に関する事項及び「ニ」の現場代理人に関する事項は、建設業法第19条の2に

規定する通知書類の添付により、再下請負通知書への記載が省略できる。
3 {カッコ} 書きは、該当する場合にのみ必要なものである。

施工体制台帳の作成等を行う際の指針については、以下の国土交通省通知を参照すること。

施工体制台帳の作成等について（平成7年6月20日発出 令和4年12月28日最終改正）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000180.html （国土交通省 HP）

（以下、前文のみを抜粋）

平成7年6月20日
建設省経建発第147号
最終改正：令和4年12月28日
国不建第466～467号

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について（通知）

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には、当該下請契約の請負代金の額（以下「下請代金額」という。）にかかわらず、施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）により、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされた。

これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

（略）

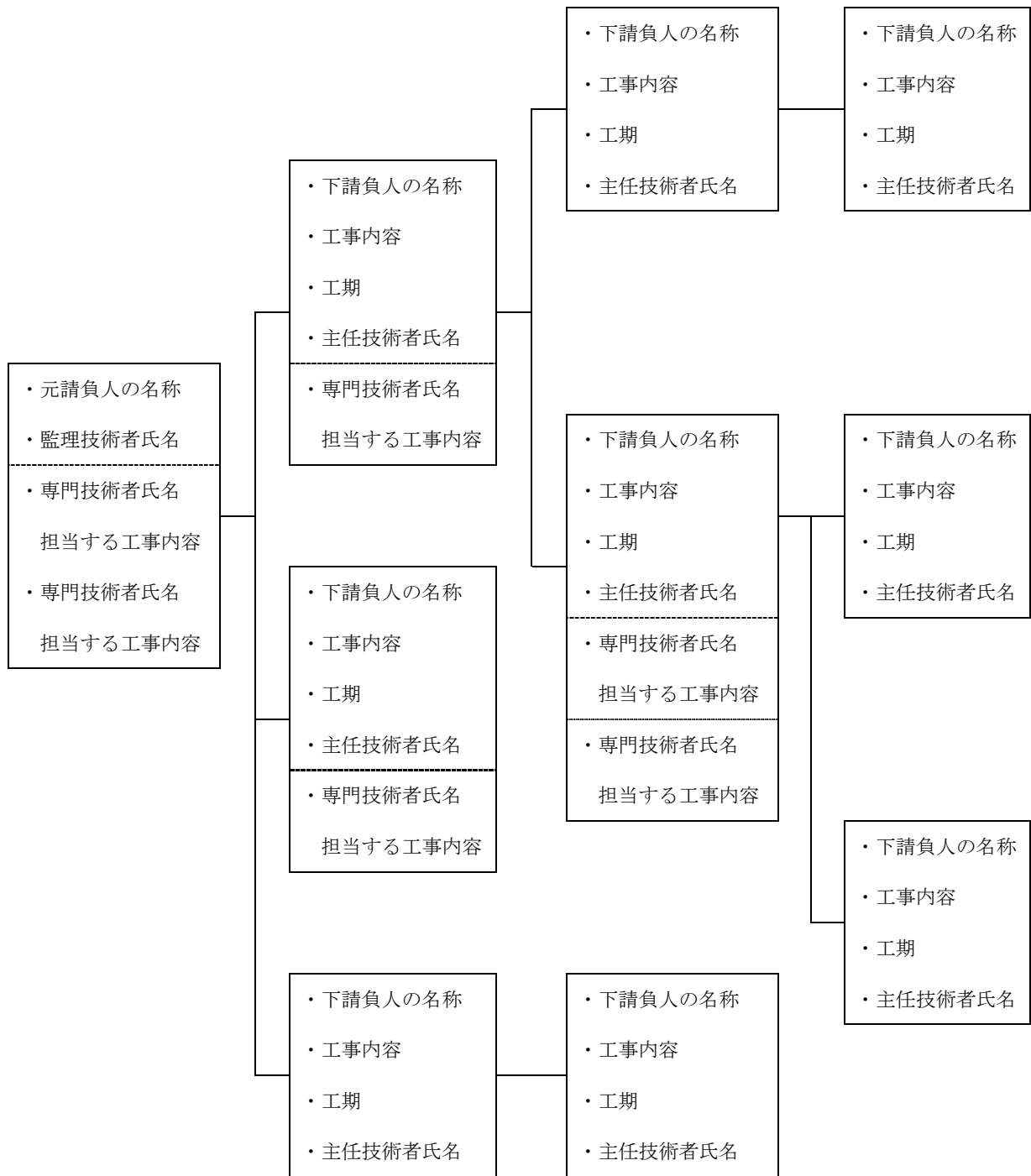
(参考)

請負契約書記載事項 (建設業法第 19 条) : 〈施工体制台帳に添付する書類〉

| | |
|---|--|
| 1. 工事内容 | 代金決定の見積期間について、500 万円に満たない工事は 1 日以上、500 万円以上 5000 万円以下は 10 日以上、5000 万円以上の工事は 15 日以上設けること (建設業法施行令第 5 条) |
| 2. 請負代金の額 | |
| 3. 工事着手の時期及び工事完成の時期 | |
| 4. 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | |
| 5. 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 | 労務費相当分は現金、手形期間は 60 日以内 |
| 6. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | |
| 7. 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め | |
| 8. 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | |
| 9. 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め | |
| 10. 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め | |
| 11. 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期 | 完成通知を受けてから、検査完了日まで 20 日以内、引渡しの申し出があつてから引渡しを受けるまで 20 日以内 |
| 12. 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 | 引渡しの申し出があつてから代金の支払いまで 50 日以内 |
| 13. 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 | |
| 14. 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 | |
| 15. 契約に関する紛争の解決方法 | |

図 4-2 施工体系図の記載事項

工事の名称、工期、発注者の名称



(別表)

施工体制台帳の提出について

| 項目 | 根拠法令等 | 条文 |
|---------------------------------------|---|---|
| <p>施工体制台帳の提出 (下請契約する全ての工事が対象)</p> | <p>(施工体制台帳の作成) 建設業法第24条の8第1項により、発注者から建設工事を直接請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上となるものについて、施工体制台帳の作成とその工事現場毎の備え付けが義務づけられている。 また、入札契約適正化法第15条第1項において、公共工事では建設業法第24条の8第1項を読み替えて適用することとしており、下請契約を締結する全ての建設業者について、施工体制台帳の作成を義務づけている。</p> <p>(施工体制台帳の提出) 建設業法第24条の8第3項により、特定建設業者は建設工事の発注者から請求があつたときには、当該建設工事の施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならないとされている。 なお、入札契約適正化法第15条第2項により公共工事では、施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとしており、建設業法第24条の8第3項は適用されない。</p> <p>(施工体制台帳の添付書類) 施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。逐条解説〔参考1〕に基づく添付書類は下記の通り。 ① すべての下請契約に係る契約書の写し ② 元請の主任技術者又は監理技術者の資格を有することを証する書面又は写し ③ 元請の主任技術者又は監理技術者が、雇用関係にあることを証する書面又は写し(保険証等) ④ 元請けが専門技術者を置く場合は、上記②と③ 上記②～③は技術者等の通知書に添付する場合提出不要</p> | <p>○建設業法第24条の8第1項 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負つた場合において、当該建設工事を施行するために締結した下請契約の請負代金の額が政令に定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、…施工体制台帳を作成し、工事現場毎に備え置かなければならない。</p> <p>○同第3項 第1項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。</p> <p>○建設業法施行令第7条の4 法第24条の7第1項の政令で定める金額は、5,000万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事が建築一式工事の場合においては8,000万円とする。</p> <p>○入札契約適正化法第15条第1項 公共工事についての建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第1項中「締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額となる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第4項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。</p> <p>○同第2項 公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては建設業法第24条の8第3項の規定は適用しない。</p> <p>詳細は、工事書類簡素化ガイドラインを参照</p> |

(別表)

施工体制台帳の提出について

| 事例等 | 処理方法 | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---------|---------|---------|---|--------------|--|---|--------------|--------------|
| | 施工体制台帳の有無 | 主任（監理）技術者の配置の有無 | | | | | | | | | |
| 1 日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみ単価契約の請負契約 | <p>建設工事の完成を目的として締結する契約は請負契約とみなすため、施工体制台帳作成が必要。</p> <p>建設業法第 24 条 委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。</p> | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>建設業許可有り</td> <td>建設業許可無し</td> </tr> <tr> <td>請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上)</td> <td>技術者の 配置必要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満)</td> <td>技術者の 配置必要</td> <td>技術者の 配置不要</td> </tr> </table> | | 建設業許可有り | 建設業許可無し | 請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上) | 技術者の 配置必要 | | 請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満) | 技術者の 配置必要 | 技術者の 配置不要 |
| | 建設業許可有り | | 建設業許可無し | | | | | | | | |
| 請負金額 500 万円以上 (建築一式工事は 1,500 万円以上) | 技術者の 配置必要 | | | | | | | | | | |
| 請負金額 500 万円未満 (建築一式工事は 1,500 万円未満) | 技術者の 配置必要 | 技術者の 配置不要 | | | | | | | | | |
| クレーン作業、コンクリートポンプ打設等、日々の単価契約で行っている場合 | <p>日々の単価契約で行っている場合でも、「建設工事の請負契約※」とみなすため、施工体制台帳作成が必要。</p> <p>なお、軽微な建設工事（500 万円未満）かどうかは、全体の請負金額で判断される。</p> <p>※建設業許可が必要な建設工事（29 業種）の完成を目的として締結する契約</p> | | | | | | | | | | |
| クレーン等の重機オペレータを機械と一緒にリース会社から借上げる場合 | <p>建設機械のリース契約でも、オペレータが行う行為は建設工事の完成を目的としており、建設工事の請負契約に該当するため、施工体制台帳の作成が必要。</p> <p>また、オペレータが労働者派遣法で禁止されている建設業務への労働者派遣に該当する可能性があるため、建設業法に基づく請負契約をすることが必要。</p> <p>なお、請負金額が 500 万円以上の場合には、リース会社であっても建設業の許可を必要とする。</p> | | | | | | | | | | |

(別表)

施工体制台帳の提出について

| 事例等 | 処理方法 | |
|-------------|---|-----------------|
| | 施工体制台帳作成の有無 | 主任（監理）技術者の配置の有無 |
| 交通誘導整理員 | 警備会社との契約は建設工事の請負契約には該当しないため、施工体制台帳の作成は不要。 ただし、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、契約書写しの提出は必要とする。 | — |
| 産業廃棄物処理 | 産業廃棄物処理業者との契約（運搬を含む。）は建設工事の請負契約には該当しないため、施工体制台帳の作成は不要。 ただし、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであること、及び建設副産物の適正処理の観点から、契約書写しの提出は必要とする。 | — |
| ダンプ等運搬 | 残土等の運搬のみの契約は、建設工事の請負契約に該当しないため、施工体制台帳の作成は不要。 ただし、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであること、及び残土等の適正処分の観点から、契約書写しの提出は必要とする。 なお、建設会社に車持ちで勤務し、建設会社との間に実質的な雇用関係（臨時雇用など）がある場合は契約書写しの提出も不要。 | — |
| 立木の伐採 | 立木の伐採のみ（抜根、集積、積込を含まない。）の契約は、建設工事の請負契約には該当しないため、施工体制台帳の作成は不要。 ただし、建設工事との関連性をもって元請負人の指揮、調整のもと行われるものであるため、契約書写しの提出は必要とする。 | — |
| 測量・各種試験等の契約 | 施工体制台帳の作成は不要 | — |

施工体制台帳様式例－1、記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

下請負業者の皆さんへ

【元請負業者】

会社名 日本建設㈱

事業所名 〇〇橋工事事務所

施工体制台帳作成建設工事の通知

当工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に基づく施工体制台帳の作成を要する建設工事です。

この建設工事に従事する下請負業者の方は、一次、二次等の層次を問わず、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、速やかに次の手続を実施してください。

なお、一度提出していただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して再提出しなければなりません。

① 再下請負通知書の提出

建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書により、自社の建設業登録や主任技術者等の選任状況及び再下請負契約がある場合はその状況を、直近上位の注文書を通じて元請負業者に報告されるようお願いします。

一次下請負業者の方は、後次の下請負業者から提出される再下請負通知をとりまとめ、下請負業者編成表とともに提出してください。

② 再下請負業者に対する通知

他に下請負を行わせる場合は、この書面を複写し交付して、もしさらに他の者に工事を請け負わせたいときは、「再下請負通知書」を提出するとともに、関係する後次の下請負業者に対してこの書面の写しの交付が必要である旨を伝えなければなりません。

なお、当工事の概要は次のとおりですが、不明の点は下記の担当者に照会ください。

| | | | |
|----------------|----------------------------|----------------|----------------------------|
| 元請負者 | 日本建設㈱ | | |
| 発注者名 | 長野県〇〇建設事務所長信州太郎 TEL00-0000 | | |
| 工事名 | 平成24年度国補〇〇橋 橋梁整備工事 | | |
| 監督員名 (元請負者) | 建設業法第19の2第2項 の監督員を設けた場合 | 権限及び 意見申出方法 | 左記の監督員の与えた権 限にその権限を記入する |
| 提出先 | 日本建設㈱〇〇橋作業所 TEL00-0000 | | |
| 現場代理人 | 〇〇〇〇 | 監理・主任技術者 | 〇〇〇〇 |

施工体制台帳様式例-2 (記入例)

様式は、県技術管理室ホームページ
長野県工事関係書類ダウンロード一覧にあります。
https://www.pref.nagano.lg.jp/gi_jukan/20141201kansoka/20141201kansoka_yousiki.html

施工体制台帳の記載例 ※ 様式は例であり、必要事項が記載されていれば良い

《参考》

年月日:

施 工 体 制 台 帳

[会社名・事業者ID] ① ○○建設株式会社
[事業所名・現場ID] ② ○○作業所

| | | | | |
|-------------|------------------------|--------------------|------------|-------------|
| ③ 建設業の許可 | 許可業種 | 許可番号 | | 許可(更新)年月日 |
| | 土、と、石、鋼、 筋、ほ 工事業 | 大臣 ④ 特定 知事 一般 | 第 000000 号 | 令和〇〇年 ▲月 ▲日 |
| | 電気通信 工事業 | 大臣 ④ 特定 知事 ④ 一般 | 第 000000 号 | 令和〇〇年 ▲月 ▲日 |

| | | | |
|--------------------|---|-------------|--------------------|
| 工事名称 及び 工事内容 | ④ ○○築堤護岸工事/築堤 L=200m、護岸ブロック1500m2..... | | |
| 発注者名 及び 住所 | 〒 ⑤ ○○局 ○○河川道路事務所 〒〇〇-〇〇 △△県〇〇市〇〇町7-7-7 | | |
| ⑥ 工期 | 自 | 令和〇〇年 ▲月 ▲日 | 契約日 令和〇〇年 ●月 ●日 |
| | 至 | 令和〇〇年 ■月 ■日 | |

| | | | |
|----------------|------|--------------|----------------|
| ⑦ 契約 営業所 | 区分 | 名 称 | 住 所 |
| | 元請契約 | ○○建設(株) △△支店 | △△県××市〇〇町1-2-3 |
| | 下請契約 | ○○建設(株) □□支店 | □□県××市〇〇町4-2-2 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|------------------|------------------|--------|------------------|---------------|------------------|--|
| ⑧ 健康保険 等の加入 状況 | 保険加入 の有無 | 健康保険 | | 厚生年金保険 | | 雇用保険 | |
| | | 加入 ④ 未加入 適用除外 | | 加入 ④ 未加入 適用除外 | | 加入 ④ 未加入 適用除外 | |
| | 事業所 整理記号 等 | 区 分 | 営業所の名称 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | |
| | | 元請契約 | 本社 | XXXX | XXXXXXXXXX | XXXX-XXXXXX-X | |
| | 下請契約 | ○○支店 | YYYY | YYYYYYYYYY | YYYY-YYYYYY-Y | | |

| | | | |
|--------------|----------------|----------------|--------------------------------|
| 発注者の 監督員名 | ⑨ ○○出張所長 △△ △△ | 権限及び意見 申出方法 | ⑩ 契約書第9条第2項に関する権限 意見申出方法=書面 |
|--------------|----------------|----------------|--------------------------------|

| | | | |
|------------------|--------------|----------------|---------------------------------|
| 監督員名 | ⑪ 建設 一郎 | 権限及び意見 申出方法 | ⑫ 書面 |
| 現 場 代理人名 | ⑬ 建設 一郎 | 権限及び意見 申出方法 | ⑭ 契約書第10条第2項に関する権限 意見申出方法=書面 |
| 監理技術者名 主任技術者名 | ⑮ ④ 専任 建設 一郎 | 資格内容 | ⑯ 1級土木施工管理技士 |
| 監理技術者補佐 名 | ⑰ | 資格内容 | ⑱ |
| 専 門 技術者名 | ⑲ | 専 門 技術者名 | ⑲ |
| | ⑳ | 資 格 内 容 | ⑳ |
| | ㉑ | 担 当 工事内容 | ㉑ |

| | | | |
|------------------------|-------|-----------------------|-------|
| 一号特定技能外国人の 従事状況(有無) | ⑳ 有 無 | 外国人技能実習生の 従事状況(有無) | ㉓ 有 無 |
|------------------------|-------|-----------------------|-------|

施工体制台帳の記入上の留意事項

| | |
|---|--|
| ① | 工事請負契約を締結した会社名を記載 |
| ② | この工事を担当する事業所名を記載 |
| ③ | 建設業法第3条に定める請負業者の「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を記載 ・ 請け負った建設工事に係わる建設業の種類のみならず、許可を受けて営む建設業の全てを記載 ・ 「土木」→「土」、「建築」→「建」等略称で可 ・ 許可期間は5年のため、本様式記載時における最新の更新年月日を記載 |
| ④ | 工事請負契約書に記載された「工事名称」とその工事の具体的内容(工種・施工規模(延長や面積等))を記載 ※県発注工事では、箇所名も記載してください。 |
| ⑤ | 工事請負契約書に記載されている「甲」の「名称」、「住所」を記載 |
| ⑥ | 工事請負契約書に記載されている「工期」、「契約日」を記載 |
| ⑦ | 「元請契約」の欄は、元請が発注者と契約を締結した支店・営業所等を記載、 「下請契約」の欄は、元請が一次下請業者と契約を締結した支店・営業所等を記載 |
| ⑧ | 各保険の適用を受ける 営業所 について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。 (「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」全ての欄) 「営業所の名称」の欄は、請負契約に係る営業所の名称を記載。 「健康保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「厚生年金保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「雇用保険」の欄は、労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記載。 ＜補足＞”添-44”の個人が適切な保険に入っているかのチェックとは異なる。 |
| ⑨ | 工事請負契約書第9条に基づき請負者に通知した「主任監督員の官職・氏名」を記載 (例) ○○出張所長が主任監督員の場合「○○出張所長 △△ △△」と記載 |
| ⑩ | 発注者の監督員の権限は、「工事請負契約書第9条2項の権限」と記載、 意見申出方法は工事請負契約書第9条第4項に規定されている「書面」と記載 |
| ⑪ | 下請負人を監督するために元請負人が置いた監督員の氏名を記載 (※下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は必要なし。) |
| ⑫ | 元請業者と下請業者で締結された下請契約書における監督員の権限と意見申出方法を記載 |
| ⑬ | 工事請負契約書第10条に規定する現場代理人名を記載 |
| ⑭ | 権限は、工事請負契約書第10条2項に規定されている権限、 意見申出方法は、工事請負契約書第1条第5項に規定されている「書面」と記載 |
| ⑮ | 建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者名を記載 ・ 「専任」、「非専任」のどちらかに○をつける ※専任特例の場合は「非専任」に○をつける |
| ⑯ | 監理技術者又は主任技術者の資格を具体的に記載 (例) 1級土木施工管理技士 |
| ⑰ | 建設業法第26条に規定する監理技術者補佐の氏名を記載 |
| ⑱ | 監理技術者補佐の資格を具体的に記載 (例) 1級土木施工管理技士 第1次検定合格 |
| ⑲ | 専門技術者(建設業法26条の2)の氏名を記載(※専門技術者を置く場合に記載) |
| ⑳ | 専門技術者の資格を具体的に記載。 (例) 鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)等 |
| ㉑ | 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記載 |
| ㉒ | 一号特定技能外国人について当該工事現場への従事の有無に○をつける |
| ㉓ | 外国人技能実習生について当該工事現場への従事の有無に○をつける |

施工体制台帳様式例－3（記入例）

《参 考》

＜＜下請負人に関する事項＞＞

| | | | |
|------------|--|------|---------------|
| 会社名・事業者ID | ① (株)〇〇土木 | 代表者名 | ② |
| 住所電話番号 | 〒 〇〇〇-〇〇 ××県△△市××町 5-5-6 (TEL - -) | | |
| 工事名称及び工事内容 | ④ 「〇〇築堤護岸工事」/ 築堤護岸工 | | |
| 工期 | 自 ⑤ 令和〇〇年 ▲月 ▲日 至 令和〇〇年 ▲月 ▲日 | 契約日 | ⑤ 令和〇〇年 ▲月 ▲日 |

| | | | |
|-------------|------------|-----------------------------|-------------|
| ⑥ 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | 許可（更新）年月日 |
| | と、筋 工事業 | 大臣 ⑥ 特定 知事 一般 第 000000 号 | 令和〇〇年 ▲月 ▲日 |
| | 工事業 | 大臣 特定 知事 一般 第 号 | 年 月 日 |

| | | | | |
|-----------------|----------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|
| ⑦ 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無 | 健康保険 ⑦ 加入 未加入 適用除外 | 厚生年金保険 ⑦ 加入 未加入 適用除外 | 雇用保険 ⑦ 加入 未加入 適用除外 |
| | 事業所整理記号等 | 営業所の名称 〇〇営業所 | 健康保険 ZZZZ | 厚生年金保険 ZZZZZZZZ |

| | |
|------------|-------------------|
| 現場代理人名 | ⑧ |
| 権限及び意見申出方法 | ⑨ |
| ※主任技術者名 | ⑩ 専任 〇〇 〇〇 非専任 |
| 資格内容 | 1級土木施工管理技士 |

| | |
|----------|--------|
| 安全衛生責任者名 | ⑪ ×××× |
| 安全衛生推進者名 | ⑫ |
| 雇用管理責任者名 | ⑬ |
| ※専門技術者名 | ⑭ |
| 資格内容 | ⑮ |
| 担当工事内容 | ⑯ |

| | | | |
|--------------------|-------|-------------------|-------|
| 一号特定技能外国人の従事状況(有無) | ⑰ 有 無 | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | ⑱ 有 無 |
|--------------------|-------|-------------------|-------|

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

添-9

施工体制台帳の記入上の留意事項

| | |
|---|--|
| ① | 下請負人の「商号名称」を記載 |
| ② | 下請負人の「代表者名」を記載 |
| ③ | 下請負人の「所在地」を記載 |
| ④ | 下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容（工種・数量等）を記載 ※県発注工事では、箇所名も記載してください。 |
| ⑤ | 下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された「工期」、「契約日」を記載 |
| ⑥ | 下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を記載（※建設業許可を受けていない場合は記載しない） |
| ⑦ | <p>各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。（「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」全ての欄）</p> <p>「営業所の名称」の欄は、請負契約に係る営業所の名称を記載。</p> <p>「健康保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。</p> <p>「厚生年金保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。</p> <p>「雇用保険」の欄は、労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記載。</p> <p style="text-align: center;">＜補足＞”添-44”の個人が適切な保険に入っているかのチェックとは異なる。</p> |
| ⑧ | 下請負人が置いた現場代理人の氏名を記載 （※下請契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし） |
| ⑨ | 締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載 |
| ⑩ | <p>下請負人が置いた主任技術者の「氏名」、「専任・非専任の別」及び「資格」を記載。（建設業法第26条の規定により、請け負った当該工事の施工に応じた業種に必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載）</p> <p>主任技術者は建設業法第26条の規定により、請け負った当該工事の施工に応じた業種に必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載</p> <p>・建設業の許可を受けていない場合は、主任技術者を定める必要はない（下請契約額が500万円未満等の軽微な工事の場合）</p> <p>・請け負った契約額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合、主任技術者は「専任」である。※専任特例の場合は、「非専任」に○をつける。</p> |
| ⑪ | 下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記載 （安全衛生責任者（職長）は、安衛法第16条に定められており、統括安全衛生責任者との連絡調整等再下請負人の施工に係る安全管理を担当する者） |
| ⑫ | 下請負人が置いた安全衛生推進者（安衛法第12条の2）の氏名を記載 |
| ⑬ | 下請負人が置いた雇用管理責任者（雇用改善法第5条）の氏名を記載 |
| ⑭ | 下請負人が置いた専門技術者（建設業法26条の2）の氏名を記載 |
| ⑮ | 専門技術者の資格を具体的に記載。 （例）鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体）等 |
| ⑯ | 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記載 |
| ⑰ | 一号特定技能外国人について当該工事現場への従事の有無に○をつける |
| ⑱ | 外国人技能実習生について当該工事現場への従事の有無に○をつける |

添-10

出展：国土交通省 関東地方整備局
 「土木工事電子書類作成マニュアル」より
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

施工体制台帳様式例-4 (記入例)

再下請通知書の記載例 ※様式は例であり、必要事項が記載されていれば良い

《参考》

年月日:

再下請通知書

直近上位
注文者名 ① ○○建設株式会社

【報告下請負業者】

住 所 ③ 〒○○-○○
△△県○○市○○町7-7-7

元請名称・
事業者ID ② ○○建設株式会社

会社名・
事業者ID (株)◇◇鉄鋼

代表者名

<<自社に関する事項>>

| | | | |
|--------------------|---------------------|---------------|--------------|
| 工事名称 及び 工事内容 | ④ ○○築堤護岸工事 / 築堤護岸工事 | | |
| ⑤ 工期 | 自 | 令和○○年 ▲ 月 ▲ 日 | 注文者との 契約日 |
| | 至 | 令和○○年 ▲ 月 ▲ 日 | |
| | | 令和○○年 ▲ 月 ▲ 日 | |

| | | | | |
|---------------|------------|------------------|------------|---------------|
| ⑥ 建設業の 許 可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | | 許可(更新)年月日 |
| | と、筋 工事業 | 大臣 ④ 特定 知事 一般 | 第 000000 号 | 令和○○年 ▲ 月 ▲ 日 |
| | 工事業 | 大臣 特定 知事 一般 | 第 号 | 年 月 日 |

| | | | | |
|--------------------|----------------|------------------|------------------|--------------------|
| 健康保険 等の加入 状況 | ⑦ 保険加入 の有無 | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 |
| | | ④ 加入 未加入 適用除外 | ④ 加入 未加入 適用除外 | ④ 加入 未加入 適用除外 |
| | ⑧ 事業所 整理記号等 | 営業所の名称 ○○営業所 | 健康保険 ZZZZ | 厚生年金保険 ZZZZZZZZ |

| | |
|----------------|---------------------|
| 監督員名 | ⑨ |
| 権限及び 意見申出方法 | ⑩ |
| 現場代理人名 | ⑪ |
| 権限及び 意見申出方法 | ⑫ 基本契約約款 記載のとおり |
| ※主任技術者名 | ⑬ 専任 ⑬ □□ □□ 非専任 |
| 資格内容 | ⑬ 二級土木施工 管理技士 |

| | |
|----------|-----------|
| 安全衛生責任者名 | ⑭ × × × × |
| 安全衛生推進者名 | ⑮ |
| 雇用管理責任者名 | ⑯ |
| ※専門技術者名 | ⑰ |
| 資格内容 | ⑱ |
| 担当工事内容 | ⑲ |

一号特定技能外国人の
従事状況(有無)

⑳ 有 無

添-11

外国人技能実習生の
従事状況(有無)

㉑ 有 無

再下請通知書の記入上の留意事項

| | |
|---|---|
| ① | 再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の商号名称を記載 |
| ② | 元請業者名(発注者から直接工事を請け負った業者の商号名称)を記載 |
| ③ | 再下請負通知人の所在地、商号名称及び代表者名を記載 |
| ④ | 再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容(工種・数量等)を記載 ※県発注工事では、箇所名も記載してください。 |
| ⑤ | 再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された「工期」、「契約日」を記載 |
| ⑥ | 再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を記載 (※建設業許可を受けていない場合は記載しない) |
| ⑦ | 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。(「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」全ての欄) <補足>”添-44”の個人が適切な保険に入っているかのチェックとは異なる。 |
| ⑧ | 「営業所の名称」の欄は、請負契約に係る営業所の名称を記載。 「健康保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「厚生年金保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「雇用保険」の欄は、労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記載。 |
| ⑨ | 再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記載 (※再下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は必要なし。) |
| ⑩ | 下請負業者と再下請負業者間で締結された再下請負契約書における監督員の権限と意見申出方法を記載 |
| ⑪ | 再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記載 (※下請契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし) |
| ⑫ | 直近上位の注文者と再下請負通知人で締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。 |
| ⑬ | 再下請負通知人が置いた主任技術者の「氏名」、「専任・非専任の別」及び「資格」を記載。(建設業法第26条の規定により、請け負った当該工事の施工に応じた業種に必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載)※専任特例の場合は、「非専任」に○をつける。 |
| ⑭ | 再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記載 (安全衛生責任者(職長)は、安衛法第16条に定められており、統括安全衛生責任者との連絡調整等再下請負人の施工に係る安全管理を担当する者) |
| ⑮ | 再下請負人が置いた安全衛生推進者(安衛法第12条の2)の氏名を記載 |
| ⑯ | 再下請負人が置いた雇用管理責任者(雇用改善法第5条)の氏名を記載 |
| ⑰ | 再下請負人が置いた専門技術者(建設業法26条の2)の氏名を記載 |
| ⑱ | 専門技術者の資格を具体的に記載。 (例)鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)等 |
| ⑲ | 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記載 |
| ⑳ | 一号特定技能外国人について当該工事現場への従事の有無に○をつける |
| ㉑ | 外国人技能実習生について当該工事現場への従事の有無に○をつける |

《参 考》

<<再下請負関係>>

再下請業者及び再下請契約関係について次にとおり報告いたします。

| | | | |
|--------------------|--|----------|---------------|
| 会社名・事業者ID | ① (株)◇◇鉄鋼 | 代表者名 | ② ×××× |
| 住所 電話番号 | 〒③ 〒〇〇-〇〇 △△県〇〇市〇〇町7-7-7 (TEL - -) | | |
| 工事名称 及び 工事内容 | ④ 〇〇築堤護岸工事 / 型枠・鉄筋工事 | | |
| ⑤ 工期 | 自 令和〇〇年 ▲ 月 ▲ 日 至 令和〇〇年 ▲ 月 ▲ 日 | ⑤ 契約日 | 令和〇〇年 ▲ 月 ▲ 日 |

| | | | | |
|-----------------|------------|----------------|------------|---------------|
| ⑥ 建設業の 許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号 | | 許可(更新)年月日 |
| | と、筋 工事業 | 大臣 ⑥ 知事 一般 | 第 000000 号 | 令和〇〇年 ▲ 月 ▲ 日 |
| | 工事業 | 大臣 特定 知事 一般 | 第 〇 号 | 年 月 日 |

| | | | | |
|--------------------|----------------|------------------------|--------------------------|------------------------|
| 健康保険 等の加入 状況 | ⑦ 保険加入の有無 | 健康保険 加入 未加入 適用除外 | 厚生年金保険 加入 未加入 適用除外 | 雇用保険 加入 未加入 適用除外 |
| | ⑧ 事業所 整理記号等 | 営業所の名称 〇〇営業所 | 健康保険 ZZZZ | 厚生年金保険 ZZZZZZZZ |

| | |
|----------------|-------------------|
| 現場代理人名 | ⑨ |
| 権限及び 意見申出方法 | ⑩ |
| ※主任技術者名 | 専任 ⑪ □□ □□ 非専任 |
| 資格内容 | ⑪ 二級土木施工 管理技士 |

| | |
|----------|--------|
| 安全衛生責任者名 | ⑫ ×××× |
| 安全衛生推進者名 | ⑬ |
| 雇用管理責任者名 | ⑭ |
| ※専門技術者名 | ⑮ |
| 資格内容 | ⑯ |
| 担当工事内容 | ⑰ |

| | | | |
|------------------------|-------|-----------------------|-------|
| 一号特定技能外国人の 従事状況(有無) | ⑰ 有 無 | 外国人技能実習生の 従事状況(有無) | ⑱ 有 無 |
|------------------------|-------|-----------------------|-------|

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

再下請通知書の記入上の留意事項

| | |
|---|---|
| ① | 再下請負人の商号名称を記載 |
| ② | 再下請負人の代表者名を記載 |
| ③ | 再下請負人の所在地等を記載 |
| ④ | 再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容(工種、数量等)を記載 ※県発注工事では、箇所名も記載してください。 |
| ⑤ | 再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された「工期」、「契約日」を記載 |
| ⑥ | 再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載 (※建設業許可を受けていない場合は記載しない) |
| ⑦ | 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。(「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」全ての欄) <補足>”添-44”の個人が適切な保険に入っているかのチェックとは異なる。 |
| ⑧ | 「営業所の名称」の欄は、請負契約に係る営業所の名称を記載。 「健康保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「厚生年金保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「雇用保険」の欄は、労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記載。 |
| ⑨ | 再下請負人が置いた現場代理人の指名を記載 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。 |
| ⑩ | 下請負業者と再下請負業者で締結された再下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし |
| ⑪ | 再下請負人が置いた主任技術者の「氏名」、「専任・非専任の別」及び「資格」を記載。 (建設業法第26条の規定により、請け負った当該工事の施工に応じた業種に必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載)※専任特例の場合は、「非専任」に○をつける。 |
| ⑫ | 再下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記載 (安全衛生責任者(職長)は、安衛法第16条 に定められており、統括安全衛生責任者との連絡調整等再下請負人の施工に係る安全管理を担当する者) |
| ⑬ | 再下請負人が置いた安全衛生推進者(安衛法第12条の2)の氏名を記載 |
| ⑭ | 再下請負人が置いた雇用管理責任者(雇用改善法第5条)の氏名を記載 |
| ⑮ | 再下請負人が置いた専門技術者(建設業法26条の2)の氏名を記載 |
| ⑯ | 専門技術者の資格を具体的に記載。 (例)鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)等 |
| ⑰ | 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記載 |
| ⑱ | 一号特定技能外国人について当該工事現場への従事の有無に○をつける |
| ⑲ | 外国人技能実習生について当該工事現場への従事の有無に○をつける |

添-14

出展：国土交通省 関東地方整備局
 「土木工事電子書類作成マニュアル」より
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

※施工体系図は、表形式を使用することもできます。

| 標準様式第〇〇号 | | 施工体系図(作成例) | |
|-------------|-----------------------------|---------------|-------|
| 発注者名 | 北海道開発局 | | |
| 工事名称 | 道道〇〇号線道路改良工事 | | |
| 元請名・事業者ID | 北海道建設株式会社(01234567890123) | | |
| 監督員名 | 札幌 一郎 | 会長(統括安全衛生責任者) | 函館 四郎 |
| 監理技術者名 | 小樽 二郎 | 元方安全衛生管理者 | 室蘭 五郎 |
| 監理技術者を補佐する者 | 旭川 三郎 | 副会長 | 北見 六郎 |
| 専門技術者名 | | 副会長 | |
| 担当工事内容 | | 書記 | 釧路 七郎 |
| 専門技術者名 | | | |
| 担当工事内容 | | | |
| 工期 | 自 2020年6月1日 至 2022年8月31日 | | |

| 番号 | 請負 次数 | 企業名・事業者ID | 代表者氏名 | 工事内容 | 工期 | 建設業許可番号1 | 建設業許可番号2 | 安全衛生 責任者 | 主任 技術者 | 特定専門 工事担当 の有無 | 専門技術者 |
|----|----------|--------------------------------|-------|----------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------|-----------|---------------------|-------|
| 1 | 1 | 青森建設工業株式会社 (12345678901234) | 八戸 一郎 | 一般土木工事 | 2020年6月8日～ 2021年8月31日 | とび・土工事業 知事 (般-1)第12345号 | | 三沢 二郎 | 弘前 三郎 | 無 | |
| | 2 | 岩手建設株式会社 (23456789012345) | 盛岡 一郎 | とび・土工工事 | 2020年8月19日～ 2021年8月31日 | とび・土工事業 知事 (般-29)第34567号 | | 安比 二郎 | 平泉 三郎 | 無 | |
| | 2 | 株式会社秋田建設 (34567890123456) | 本庄 一郎 | 一般土木工事 | 2020年8月19日～ 2021年8月31日 | とび・土工事業 知事 (特-29)第45678号 | | 由利 二郎 | 大湯 三郎 | 無 | |
| 2 | 3 | 宮城匠送株式会社 (45678901234567) | 松島 一郎 | コンクリート工事 | 2020年8月26日～ 2021年8月31日 | とび・土工事業 知事 (般-1)第56789号 | | 石巻 二郎 | 女川 三郎 | 無 | |
| | 1 | 関東工業株式会社 (01234567890123) | 東京 一郎 | 一般土木工事 | 2020年9月1日～ 2021年8月31日 | とび・土工事業 知事 (般-1)第01234号 | | 足立 二郎 | 大田 三郎 | 無 | |
| | 2 | 千葉建設株式会社 (00123456789012) | 柏 一郎 | 型枠工事 | 2020年9月1日～ 2021年8月31日 | 大土工事業 知事 (般-29)第00123号 | とび・土工事業 知事 (般-29)第00123号 | 松戸 二郎 | 成田 三郎 | 無 | |
| 3 | 3 | 株式会社茨城土建 (00012345678901) | 水戸 一郎 | 型枠工事 | 2020年9月1日～ 2021年8月31日 | 大土工事業 知事 (般-29)第00124号 | | 日立 二郎 | 鹿島 三郎 | 無 | |
| | 2 | 神奈川鉄筋株式会社 (0001234567890) | 横浜 一郎 | 鉄筋工事 | 2020年9月1日～ 2021年8月31日 | 鉄筋工事 知事 (般-29)第00125号 | | 川崎 二郎 | 厚木 三郎 | 無 | |
| | 3 | 有限会社埼玉鉄筋 (0000123456789) | 大宮 一郎 | 鉄筋工事 | 2020年9月21日～ 2021年8月31日 | 鉄筋工事 知事 (般-29)第00126号 | | 春日部 二郎 | 草加 三郎 | 無 | |
| 3 | 3 | 有限会社群馬鉄筋 (0000012345678) | 前橋 一郎 | 鉄筋工事 | 2020年9月21日～ 2021年8月31日 | 鉄筋工事 知事 (般-29)第00127号 | | 高崎 二郎 | 赤城 三郎 | 無 | |

表形式

※この書類は、下請負業者編成表に基づき、元請業者が作成する。

(4) 施工体制台帳等の保管と修正(変更)

- 1) 施工体制台帳等を作成した建設業者は、常に現場に施工体制台帳を備え付け、施工体系図については工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所へ掲示しなくてはならない。(適正法第13条第3項)
- 2) 施工体制台帳等を作成した建設業者は、内容に変更があった場合はすみやかに次の措置をとる。
 - ① 施工体制台帳、施工体系図を修正し、発注者へ提出する。
 - ② 施工体系図は、掲示し直す。なお、内容変更とは「変更契約」に限らず、施工体制が変更されたその都度をいう。
- 3) 当初に下請負契約の総額が5,000万円(建築一式では8,000万円)に満たないとして「主任技術者」の資格で施工していた工事で、下請負の総額がその額を超えた場合には、すみやかに次の措置をする。
 - ① 監理技術者への変更
 - ② コリンズ登録内容の変更登録
 - ③ 施工体制台帳、施工体系図の提出
 - ④ 施工体系図の掲示

(5) 施工体制台帳等による社会保険未加入対策

1) 目的

長野県では、建設工事等入札参加資格者に社会保険^{※1}の加入を義務付けており、未加入の下請企業についても元請企業から加入指導するよう求めている。現在の加入率は約95%となっている。

平成29年7月、中央建設業審議会^{※2}は、公共工事標準請負契約約款において、受注者は社会保険未加入建設業者を下請負人等としてはならない旨の条項を新設するとともに、全国の都道府県に対しても改正を勧告した。

これを受けて、下請企業における社会保険加入を更に促進するため、長野県建設工事等標準請負契約約款の改正を行い、建設工事現場の労働環境の改善、建設産業の中・長期的な担い手の確保・育成を図る。

2) 取組内容

建設工事標準請負契約約款を改正し、次の条項を新たに規定する。

- ① 請負代金内訳書^{※3}へ社会保険に係る法定福利費を明示すること。
- ② 社会保険の未加入建設業者は1次下請負者としなないこと。

※1 社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※2 中央建設業審議会：「建設業法」等に基づき、国交省に設置された諮問機関。建設工事の入札契約の適正化や標準請負契約約款等の審議を行う。自治体や企業の代表者よりなる。

※3 請負代金内訳書：契約約款第3条に規定される図書。受注者が契約締結後5日以内に設計図書に基づき発注者に提出する。

3) 留意事項 (平成30年8月22日付け建政技第133号)

長野県建設工事標準請負契約約款に係る留意事項

平成30年8月22日付け30契検第42号による長野県建設工事標準請負契約約款(以下、「契約約款」という。)の一部改正に伴い、県発注の建設工事等に係る「建設工事請負契約書」の適用にあたり、契約約款で記載している各条項に係る留意事項を定めたものです。

第3条関係

第2項において規定する「内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。」の明示方法は、下記及び別添「記載例」とおりとする。

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

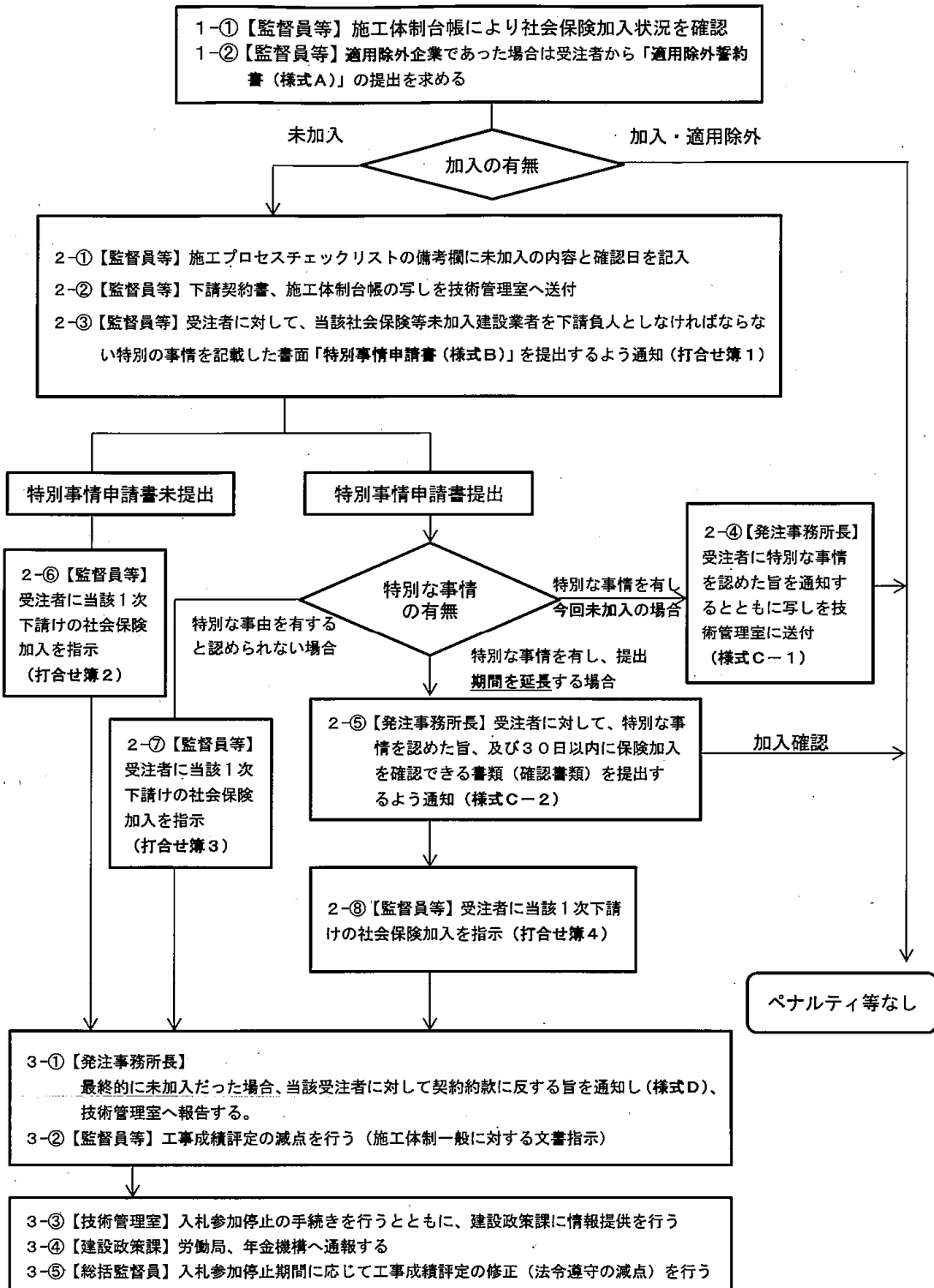
第7条の2関係

第1項及び第2項に規定する社会保険未加入建設業者の確認方法、及び未加入が確認された場合の事務処理方法については、別添「社会保険未加入対策実施フロー」以下によることとする。

附 則

この留意事項は、平成30年10月1日以降契約する請負工事から適用する。

社会保険未加入対策事務処理フロー



下請負人の社会保険の加入確認について

1. 社会保険加入状況の確認

- ①【監督員等】受注者から提出された施工体制台帳により確認する。

[施工体制台帳の「健康保険の加入状況」欄により、下請企業の社会保険加入を確認する。]

対象企業・・・1次下請の建設業者（委託、廃棄物処理業者は対象外。以下「1次下請業者」という。）

- ②【監督員等】適用除外企業であった場合は受注者から「**適用除外誓約書（様式A）**」の提出を求める※。

※健保適用除外承認を受け適法に国民健康保険組合（建設国保等）に加入し、厚生年金に加入している事業所は提出不要

書類等による確認の必要が生じた場合

(1) 1次下請業者が長野県入札参加資格を有する企業である場合、**確認不要**

(2) (1)に該当せず、建設業許可を有する企業である場合、「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」（国土交通省HP）を用いて確認する。（建設業許可を有しない企業は確認不要）

(3) (1)(2)による確認が出来ない場合（予備的確認方法）

厚生労働省年金局等が発行する社会保険加入を証する書類（以下「確認書類」）を受注者に提示させ、確認する。

○ 健康保険又は厚生年金保険：次の書類のいずれか一つを原本提示

・領収証書（参考資料①）

・社会保険料納入証明（申請）書（参考資料②）

・資格取得確認および標準報酬決定通知書（参考資料③）

○ 雇用保険：次の書類のいずれか一つを原本提示

・領収済通知書（参考資料④-1）および労働保険概算・確定保険料申告書（参考資料④-2）

・雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）（参考資料⑤）

ただし、次の企業については、社会保険の適用除外となる。施工体制台帳において社会保険加入状況欄に「適用除外」と記載されているのはこの場合であり、**確認不要**。

| 適用除外の企業 | 適用除外の保険 |
|---------------|------------------|
| 従業員5人未満の個人事業所 | 健康保険、厚生年金保険 |
| 役員みの法人 | 雇用保険 |
| 個人事業主のみ、一人親方 | 雇用保険、健康保険、厚生年金保険 |

2. 確認の結果 1 次下請業者が社会保険等未加入の場合

- ①【監督員等】 施工プロセスチェックリストの備考欄に未加入の内容と確認した日を記入する。
- ②【監督員等】 下請負契約書、当該施工体制台帳の写しを技術管理室へ送付する。
- ③【監督員等】 当該社会保険未加入建設業者を下請負人とする特別の事情を記載した書面「特別事情申請書（様式 B）」を提出するよう受注者に指示（通知）する。（打合せ簿 1）
- ④【発注事務所長】 特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有し、次回県発注工事の下請負となるまでの間に加入することを確約した場合は、その旨を通知するとともに、写しを技術管理室に送付する。（様式 C-1）
- ⑤【発注事務所長】 特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有し、「確認書類」の提出期間を延長する場合は、30 日以内に提示するよう受注者に通知する。（様式 C-2）
- ⑥【監督員等】 特別事情申請書の提出が無い場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿 2）
- ⑦【監督員等】 特別事情申請書の審査の結果、特別な事情を有すると認められない場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿 3）
- ⑧【監督員等】 特別な事情を有すると認めて「確認書類」の提出を求めたが、提出が無い場合は、指定する期限内に、未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できる書類を提出するよう指示する（打合せ簿 4）

3. しゅん工時

- ①【発注事務所長】 最終的に未加入の社会保険等について届出をした事実が確認できなかった場合は、受注者に対して契約違反の旨を通知し（様式 D）、建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第 5 の規定に基づき、技術管理室へ報告する。
- ②【監督員等】 工事成績評定の減点を行う。（施工体制一般に対する文書指示）
- ③【技術管理室】 ①の報告を受けて、入札参加停止要領に基づき受注者の入札参加停止の手続きを行う。また、建設政策課に情報提供を行う。
- ④【建設政策課】 ③の情報をを受けて、労働局・年金機構へ通報する。
- ⑤【総括監督員】 入札参加資格停止期間に応じて工事成績評定の修正（法令遵守）を行う。

(別紙)

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員のための法人であるため
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(様式 C-2)

令和 年 月 日

住 所
氏 名

〇〇建設事務所長

建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 号に定める特別な事情の認定等について (通知)

令和 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一次下請である△△建設が□□法第○条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、令和 年 月 日付けで貴社が提出した資料 (および令和 年 月 日に実施したヒアリング結果) に基づき、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項に定める特別な事情を有するものと認めます。

については、令和 年 月 日【※本通知をした日から 30 日間】までに、△△建設が〇〇法第○条の規定による届出をした事実を確認することができる書類を提出してください。当該期間内に提出が無い場合は、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することになるので併せて通知します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 令和 | 年 | 月 | 日から |
| | | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |

(様式 D)

令和 年 月 日

住 所
氏 名

〇〇建設事務所長

建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項に対する契約違反について（通知）

令和 年 月 日付けで契約を締結しました下記工事について、一次下請である△△建設が□□法第〇条の規定による届出をしていないことを確認しました。

については、建設工事標準請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反していることから、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うこととなりますので、あらかじめ連絡します。

記

- | | | | | | |
|---|-------|----|---|---|-----|
| 1 | 工 事 名 | | | | |
| 2 | 工事箇所名 | | | | |
| 3 | 工 期 | 令和 | 年 | 月 | 日から |
| | | 令和 | 年 | 月 | 日まで |
| 4 | 請負代金額 | | | | 円 |

(打合せ簿1)

工事 打合せ簿

所
長

工事打合せ簿は最新の様式とすること
(工事書類簡素化ガイドライン参照)

| | | | | | | |
|---|---|------------|----------------------|------|----------|--|
| 事業名 | | | 工事箇所名 | | | |
| 請負金額 | 千円 | 工期 | 平成 年 月 日 平成 年 月 日 | 変更工期 | 平成 年 月 日 | |
| 打合せ関係 | 打合年月日 | 平成 年 月 日 | | | | |
| | 立会者 | 発注者 受注者 | | | | |
| 指示事項 発注者→受注者 | 施工体制台帳及び添付書類を確認した結果、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認されました。 | | | | | |
| | このため、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成 年 〇月〇日までに、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）を提出するよう通知します。 | | | | | |
| | また、特別な事情を有すると発注者が認めなかった場合には、同条第1項の規定に違反することになりますので併せて通知します。 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 打合事項 (協議事項) | 1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償 | | | | | |
| | 6. 本工事 7. 附帯工及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査 | | | | | |
| | 11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他 | | | | | |
| 打合せ事項 | | | 処 理 事 項 | | | |
| 発議者 <input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 上記について | | | 上記について | | | |
| 指示 協議 提出 報告 通知 | | | 了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理 | | | |
| その他 () | | | その他 () | | | |
| します。 | | | します。 | | | |
| 確認しました。 | | | 確認しました。 | | | |

(打合せ簿2)

工事 打合せ簿

| | | | | |
|--------|--|--|---|--|
| 所 長 | 工事打合せ簿は最新の様式とすること (工事書類簡素化ガイドライン参照) | | | |
| | 員 | | 員 | |

| | | | | | | |
|--|--|----------|----------------------|------|----------|--|
| 事業名 | | | 工事箇所名 | | | |
| 請負金額 | 千円 | 工期 | 平成 年 月 日 平成 年 月 日 | 変更工期 | 平成 年 月 日 | |
| 打合せ関係 | 打合年月日 | 平成 年 月 日 | | | | |
| | 立会者 | 発注者 | | | | |
| | | 受注者 | | | | |
| 指示事項 発注者→受注者 | 平成〇年〇月〇日、社会保険等未加入建設業者（一次下請「△△建設」）が確認 | | | | | |
| | され、建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項の規定に基づき、平成〇年〇月 | | | | | |
| | 〇日までに当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の | | | | | |
| | 事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」）を提出するよう通知しましたが、当該期間内に特別事情申請書が提出されず、同条第1項に違反している状態が継続しています。 | | | | | |
| このため、平成〇年〇月〇日までに、当該一次下請業者が、未加入の社会保険等について届出をした事実を確認できる書類を提出するよう指示します。 | | | | | | |
| なお、提出が無かった場合は、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、入札参加資格停止等の措置を行います。 | | | | | | |
| 打合事項 (協議事項) | 1. 当初契約 2. 設計図書 3. 測量 4. 準備工 5. 用地補償 | | | | | |
| | 6. 本工事 7. 附帯工及び補償工事 8. 安全管理 9. 仮設工 10. 検査 | | | | | |
| | 11. 品質管理 12. 写真 13. データ資料 14. 出来高 15. 完成時 16. その他 | | | | | |
| 打合せ事項 | | | 処 理 事 項 | | | |
| 発議者 <input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 上記について | | | 上記について | | | |
| 指示 協議 提出 報告 通知 | | | 了解 承諾 協議 提出 報告 通知 受理 | | | |
| その他 () | | | その他 () | | | |
| します。 | | | します。 | | | |
| 確認しました。 | | | 確認しました。 | | | |

参考資料

1 建設業における社会保険の加入義務

◎：事業主が加入 ○：個人が加入

| 区分 | 就労形態 | 労働保険 | | 社会保険 | | | | | |
|-------|------------------|------|--------|---------------|--------|---------------------|--------|------|------|
| | | 雇用保険 | | 医療保険（いずれかに加入） | | | | 年金保険 | |
| | | 雇用保険 | 日雇雇用保険 | 協会けんぽ | 健康保険組合 | 国民健康保険組合 (建設国保等) | 国民健康保険 | 厚生年金 | 国民年金 |
| 法人 | 常用労働者 (1人～) | ◎※1 | | ◎ | ◎ | ◎※3 | | ◎ | |
| | 日雇労働者 | | ○ | ○※2 | | | ○ | | ○ |
| | 役員等 | | | ◎ | ◎ | ◎※3 | | ◎ | |
| 個人事業主 | 常用労働者 (5人～) | ◎※1 | | ◎ | ◎ | ◎※3 | | ◎ | |
| | 常用労働者 (1人～4人) | ◎※1 | | | | ○ | ○ | | ○ |
| | 日雇労働者 | | ○ | ○※2 | | | ○ | | ○ |
| | 事業主 一人親方 | | | | | ○ | ○ | | ○ |

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 協会けんぽの日雇特例被保険者としての保険

※3 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

2 社会保険の適用除外

| 適用除外の企業 | 適用除外の保険 |
|---------------|------------------|
| 従業員5人未満の個人事業所 | 健康保険、厚生年金保険 |
| 役員みの法人 | 雇用保険 |
| 個人事業主のみ、一人親方 | 雇用保険、健康保険、厚生年金保険 |

5 一括下請負の禁止

(1) 一括下請負の禁止

① 法律による全面禁止

建設業法第 22 条第 1 項では、「建設業者は、請け負った建設工事を如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。」とし、同条第 3 項であらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は適用しないとされてきたが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「適正化法」という。) 第 14 条の規定により、公共工事においては一括下請負は全面禁止とされている。

② 一括下請負が禁止される理由は

- ・ 請負契約の当事者である当該建設業者に寄せた信頼を裏切る
- ・ 中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、施工の責任の不明確化が生じるなど

(2) 一括下請負の認定

工事を請け負った建設業者は、工事の完成について誠実に履行することが求められ、一括下請負であるかは以下により認定されます。

(平成 13 年 5 月 1 日 13 監第 68 号通知「施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底について」参考)

① 実質的に関与している場合を除き、一括下請負に該当する場合

- ・ 請け負った工事の全部又は、その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ・ 請け負った工事の一部であっても、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

② 実質的に関与とは

元請負人が自ら総合的に企画、調整、指導などを行うことをさす。

(施工計画の企画、策定や工程、安全、品質などの施工管理の実施、下請負人に対する指導や施工調整、地元などの対外調整などを行うことをさし、単に技術者を置くだけでは該当しない)

③ 認定の実施

- ・ 請け負った建設工事 1 件ごとに行い、1 件の範囲は契約単位とする。
- ・ 下請業者間にも適用される。

(3) 一括下請負禁止違反に対する監督処分

一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分等により厳正に対処することとなり、再発防止を図る観点から、営業停止処分等が行われます。

○施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(通知)

平成 13 年 5 月 1 日 13 監第 68 号
土木部長通知 発注機関の長あて

施工体制の適正化等については、かねてからその徹底をお願いしているところですが、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)の施行及び「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日省令第 76 号)による施行体制台帳の拡充に伴い、国土交通省総合政策局長及び同局建設業課長から別添写のとおり通知がありました。

つきましては、これらの通知の趣旨を踏まえ、施行体制台帳の活用等により、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等について、適切な対応をお願いします。

なお、市町村長及び建設業者団体の長には別途通知しましたので申し添えます。

(参考)

国総建第 80 号
平成 13 年 3 月 30 日

都道府県知事殿

国土交通省総合政策局長
施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

一括下請負等不正行為の排除については、従来よりその徹底に務めてきたところではありますが、依然として不適切な事例が多く見られ、公共工事におけるこれら不正行為の排除の徹底と適正な施工の確保がより一層求められています。

このため、先の臨時会(第 150 回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)が制定され、同法に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されるほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところであり、

ついては、下記の点に留意し、拡充された施工体制台帳の活用等を通じ、適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等により一層努められるとともに、貴都道府県内の市区町村当為に対しても、その旨周知方お願いします。

また、これらの措置に伴い、「一括下請負の禁止について」(平成 4 年 12 月 17 日付け建設省経建発第 379 号)を別紙のとおり改正することとしたので、併せて周知、指導方お願いします。

記

- 1 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建設業者から提出される施行体制台帳の活用等により、適切に現場施工体制の点検等に努めること。
- 2 一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足る事実がある場合には、建設業法担当部局に通知する等相互の適切な連携に努めるとともに、厳正に対処すること。
- 3 公共工事に係る施工体制台帳の拡充に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。

また、契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公

開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条の不開示情報(同条第 2 号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に留意すること。

- 4 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと。また、施工体制台帳の活用に当たっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないよう留意すること。
- 5 発注者支援データベースの活用等により主任技術者又は監理技術者の適正な配置の徹底に努めること。
- 6 一括請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負を行った建設業者については、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外するものとする。

[別添]

一括下請負の禁止について

1 一括下請負の禁止

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考)建設業法

第 22 条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前 2 項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

- (1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価を定めるものであり、発注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- (2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。
- (3) このため、建設業法第 22 条は、事前に発注者の書面による承諾を得た場合を除き、如何なる方法をもってするかを問わず、建設業者が発注した建設工事を一括して他人に請け負わせること(同条第 1 項)、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと(同条第 2 項)を禁止しています。
また、民間工事については事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となります(同条第 3 項)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)については建設業法第 22 条 3 項は適用されず、全面的に禁止されています。
同条第 1 項の「如何なる方法をもってするかを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることには変わりはないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

2 一括下請負とは

(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用(資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等)を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

なお、公共工事の発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

(3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工

技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を1社に下請負させる場合

3 一括下請負に対する発注者の承諾

元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。

② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った工事を一括して再下請負に付そうとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

4 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、当該工事の発注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する道府県知事に対しその事実を通知することとされ建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお一括下請負を行った建設業者は当該工事を実質的に行っていると認められないため経営事項審査における完成工事高に当該工事に係る金額を含む一とは認められません。

(参考)

○一括下請負に関するQ&A

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いているのですが、この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。三ヶ月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。この場合は本当に一括下請負になるのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事を取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させましたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえ、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけでなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請負禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、暇疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足る特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえ

ない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。

本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q7 A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行かせた場合、別々の子会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会土に請け負わせることが適当です。

Q10 実質的に関与しているとは、具体的にどのようなことを行っていることが求められますか。

A 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来型、品質管理、完成検査、安全管理、下請負業者の施工調整・指揮監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。その際、当該技術者が、過去に同種又は類似の工事での施工管理を行った経験の有無も判断の際の参考になるでしょうし、また、業務量等に応じてその他の必要な技術者を配置していることが求められます。

Q11 実質的に関与していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者又は監理技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括請負に該当する可能性が高いと言えます。